

# 記入例

## 様式第5（第1条関係）

土地形質変更概要書				
施行地の現況	現況傾斜	有 ・ 無	隣地の地盤との関係	隣地地盤より -1.0～+2.0m
施行の目的	住宅建築のための宅地の造成			
風致地区の区分 （緑地率）	第1種〈50%〉(a)	第2種〈40%〉(b)	第3種〈30%〉(c)	
区分別敷地面積	—	800 m <sup>2</sup>	—	
敷地の合計面積(A) =(a)+(b)+(c)	800 m <sup>2</sup>	敷地に必要な緑地率	40%	
木竹が保全される土地の面積（ア）	150 m <sup>2</sup>	行為地の所有別	自己所有地 ・ 借地	
適切な植栽が行われる土地の面積（イ）	210 m <sup>2</sup>	緑地率((ア)+(イ))/A)	45%	
有効な植栽等の本数及びその他の措置	高木 36本、低木 108本、その他（よう壁にはツタをはわせる）			
木竹の処理方法	既存の樹木はできるだけ残し、移植可能な樹木は造成地内で利用する。また、既存樹木のアカマツ（樹齢10年未満、2本、高さ3m）は伐採し、処理場へ運搬処理する。			
土量及びその高さ	切土	100 m <sup>3</sup> 2.0 m	盛土	150 m <sup>3</sup> 1.0 m
跡地の処理方法	既存樹木に手をつけない部分は自然地形のまま残し、その他の部分は平坦地に造成する。造成部分は、できるだけ道路側や敷地周囲に適切な植栽を行い、良好な風致の維持を図る。			
その他参考事項				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 有効な植栽等の本数及びその他の措置の欄において、その他の措置をする場合は、（ ）内に当該措置の内容及び面積を記入すること。
- 3 木竹の処理方法の欄には、木竹の種類、樹齢、本数、高さ及びその処理方法を記入すること。
- 4 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができる。